|  |
| --- |
| **５０７９．減免戻し税等明細書登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＧＫＡ | 減免戻し税等明細書登録 |

１．業務概要

輸入申告にかかる以下の減免戻し税等明細書情報の登録または訂正を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 様式番号 | 様式 |
| Ｔ－１２２０号 | 標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書 |
| Ｔ－１２４０号 | 博覧会等における使用物品免税明細書 |
| Ｔ－１２７０号 | 機械類等免税明細書 |
| Ｔ－１２８０号 | 自動車等の引越荷物免税申請書 |
| Ｔ－１３４０号 | 再輸出貨物減免税明細書 |
| Ｔ－１６７０号 | 軽減税率等適用明細書 |
| Ｔ－１１００号 | 製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書 |
| Ｐ－１１００号 | 製造用原料品譲許の便益の適用明細書 |

本業務にて払い出された「減免戻し税等明細書番号」については、「輸入申告事項登録（ＩＤＡ）」業務における「輸入承認証番号等」欄に入力する、または、本業務にて「輸入申告等番号」欄に輸入申告等番号を入力することで、減免戻し税等明細書情報ＤＢにおいて輸入申告と紐づけされている状態となる。なお、本業務にて「輸入申告等番号」欄が入力されない場合は、減免戻し税等明細書情報ＤＢにおいて輸入申告と紐づけされていない状態となる。（既に減免戻し税等明細書情報ＤＢにおいて輸入申告と紐づけされている状態であっても、紐づけされていない状態に更新する。）

登録した減免戻し税等明細書情報は、「減免戻し税等明細書番号」に紐づく輸入申告等番号が輸入許可されるまでの間、本業務により任意に訂正できる。

登録した減免戻し税等明細書情報に対して、輸入申告番号との紐づけされていない場合は、減免戻し税等明細書情報の登録日より一定期間経過後システムから削除される。（輸入申告と紐づけがされていた状態から輸入申告との紐づけを解除した場合にも同様に減免戻し税等明細書情報の登録日より一定期間経過後システムから削除される。）

減免戻し税等明細書情報に対して処理種別が取消で実施された場合は、取消が実施された日より一定期間経過後システムから削除される。

２．入力者

通関業、輸出入者

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②処理種別が訂正または取消の場合は、減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録されている減免戻し税等明細書登録を行った利用者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）減免戻し税等明細書情報ＤＢチェック

処理種別が訂正または取消の場合は、入力された減免戻し税等明細書番号について以下のチェックを行う。

①入力された減免戻し税等明細書番号が減免戻し税等明細書情報ＤＢに存在すること。

②減免戻し税等明細書番号における申告状態が許可・承認（、ＢＰ承認は除く）、ＩＢＰに係る審査終了、または、特例申告受理でないこと。

③取消されていないこと。

④処理種別が取消の場合は、減免戻し税等明細書番号における申告状態が輸入申告事項登録完了または輸入申告等番号と紐づけされていないこと。

（４）輸入申告ＤＢ等チェック

輸入申告等番号欄に入力があった場合は、入力された輸入申告等番号がについて以下のチェックを行う。

①輸入申告ＤＢ、または、移出輸入申告ＤＢに存在すること。

②申告状態が許可・承認、ＢＰ承認、ＩＢＰに係る審査終了、または、特例申告受理でないこと。

③以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

「特例申告手作業移行」

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）減免戻し税等明細書情報ＤＢ処理

①処理種別が登録または訂正の場合は、入力内容を減免戻し税等明細書情報ＤＢに登録・更新する。

②処理種別が取消の場合は、減免戻し税等明細書情報ＤＢに取消された旨を登録する。

（３）添付ファイル管理ＤＢ処理

添付ファイル管理ＤＢに入力された減免戻し税等明細書にかかる情報が存在する場合は、以下の処理を行う。

①処理種別が訂正の場合、かつ、添付ファイル管理ＤＢに入力された減免戻し税等明細書にかかる情報が存在する場合は、訂正内容を添付ファイル管理ＤＢに登録する。

②処理種別が取消の場合は、取消された旨を添付ファイル管理ＤＢに登録する。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 減免戻し税等明細書入力控情報 | なし | 入力者 |
| 減免戻し税等明細書通知情報 | 減免戻し税等明細書に紐づく輸入申告等番号について、以下条件のいずれかを満たす場合  ①「輸入申告（ＩＤＣ）」業務において通常申告または本申告が実施されている  ②「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務において変更事項登録がされている場合は、「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務が実施されている | 入力者 |
| 輸入申告者＊1 |
| 提出先税関（通関担当部門） |
| 減免戻し税等明細書ＤＢに使用場所官署に登録されている場合で、減免戻し税等明細書に紐づく輸入申告等番号について、以下条件のいずれかを満たす場合  ①「輸入申告（ＩＤＣ）」業務において通常申告または本申告が実施されている  ②「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務において変更事項登録がされている場合は、「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務が実施されている | 貨物の使用場所税関（通関担当部門） |
| 減免戻し税等明細書取消情報 | 処理種別が取消の場合 | 入力者 |

（＊１）輸入申告の申告者（「輸入申告（ＩＤＣ）」業務の入力者）と本業務の入力者が異なる場合には、両方に出力する。

７．特記事項

（１）入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、様式別に入力画面が異なるため、画面コードを指定する必要がある。

| 指定する画面 | |
| --- | --- |
| 画面コード | 画面名 |
| ＳＡＧ | 標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書登録 |
| ＥＸＰ | 博覧会等における使用物品免税明細書登録 |
| ＭＡＣ | 機械類等免税明細書登録 |
| ＣＡＲ | 自動車等の引越荷物免税申請書登録 |
| ＲＥＸ | 再輸出貨物減免税明細書登録 |
| ＲＴＸ | 軽減税率等適用明細書登録 |
| ＭＥＭ | 製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書登録 |
| ＭＣＣ | 製造用原料品譲許の便益の適用明細書登録 |

（２）変更不可項目について

処理種別が「Ｕ：訂正」の場合、本業務の入力項目のうち変更不可項目は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項番 | 項目名 |
| １ | 様式 |
| ２ | 提出年月日＊１ |
| ３ | 提出先官署＊１ |
| ４ | 輸入申告等番号＊１ |
| ２５ | 輸入者コード＊１２ |
| ３６ | 輸入者名＊１２ |
| ４７ | 申告予定者＊１２ |
| ８ | 免税条項該当申告区分コード＊１ |

（＊１）入力された減免戻し税等明細書番号における申告状態が審査終了されている場合は、変更不可項目とする。

（＊２）入力された減免戻し税等明細書情報に対して、輸入申告番号との紐づけされている場合のみ変更不可項目とする。